平成２６年（フ）第７５号
鹿児島県鹿児島市坂之上１丁目39番19号
債務者　川原　和子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２７号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目27番市１―501号、前住所鹿児島県鹿屋市寿５丁目28番11号　上建コーポ102号
債務者　竹井　和徳
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
鹿児島県志布志市松山町新橋7158番地
債務者　松原　隆雄
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
鹿児島県曽於市大隅町岩川7203番地３
債務者　門之園信一
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
鹿児島県曽於市大隅町岩川7203番地３
債務者　門之園芳子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
福島県須賀川市大袋町15番地１　安藤ハイツ305号
債務者　渡部　景子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
福島県郡山市安積町日出山４丁目34番地　セジュール佐藤102号
債務者　太田　直美
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
神戸市西区池上４丁目６番地の４　シャトー押部101号、前住所神戸市西区池上４丁目18番地の３　メゾンシャルマン104号
債務者　上田　幸利
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
神戸市西区玉津町居住87番地の１　サングリーンハイツ307号、前住所神戸市長田区六番町８丁目３番地の２　カサベラセントラルプラザ長田505号
債務者　スナック幸こと　安田佐智子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
神戸市西区大津和１丁目３番地の５　ロイヤルメゾンアドニス305号
債務者　二宮　雅代
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
神戸市西区玉津町今津547番地　コート今津Ｂ―101号、前住所神戸市西区玉津町水谷573番地の８
債務者　真賀里真規子（旧姓浜岡）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
兵庫県明石市田町１丁目４番４号　エントピアくるみ207号
債務者　芝原　きみ
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番17―503号
債務者　前川　康夫
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
兵庫県宍粟市山崎町今宿22番地２　メゾンサボイＢ―１、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町金谷123番地10
債務者　小林　大介
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第９５号
大分市大字光吉1272番地の７　光吉台ハイツ301
債務者　山梨千恵子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５２８号
千葉県柏市花野井1535番地の165
債務者　五十嵐久美子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部